

国の行う土地改良事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第10項の規定に基づき、国の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係町が令和6年度において負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係町名	負担すべき金額
国営かんがい排水事業	日野町	416,926 円
	計	416,926

ただし、関係町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。